

☆
地
域
協
議
会
だ
よ
り
☆

■報告事項 1

行政財産使用料について

市庁舎や財産使用料とは、例えばこの公共施設に自動販売機を設置するに使う材料をいかに安く調達するか、は、この行政財産の使用料について、旧行政財産と旧二ツ井町で、検討項目とない、その統一が、現在にかなっていきませんが、現在に至ってはいけません。

定めておられるところは、地区一本化されています。

市議会12月定例会に条例改正案・
急激な上昇に段階的の引上げ措置も

現在の能代地域の積算基準は、公有財産の資産価値に、土地は百分の四、建物については百分の七・三五を乗じた額となっており、県内における標準的な額であることから、これに統一したいと考えています。

なお、算定基準を統一することに

発行：二ツ井地域局
総務企画課
〒018-3192
能代市二ツ井町字
上台1-1
電話 0185-73-2112



第3回地域協議会の様子

H30. 12. 10発行

旧種梅保育園から二ツ井伝承ホールに移転、詳細を検討中

そのため、今後施設を維持していくことが難しく、移転する必要があると考えており、移転先については利便性が良い二ツ井地域の中心部で駐車場が確保できることなどを考慮し、二ツ井伝承ホール会議室にしたいと考えています。

今月、10月5日には、種梅地区での説明会を開催し、了承をいただくことができました。

また、移転は早い時期に行いたいと考えており、今後、詳細がまとまり次第、関係予算案を計上し、市議会定例会にお諮りしたいと考えています。

※委員の皆さんから、さんぽえむを利用しているお母さんたちや保母さんたちの意見も聞いたうえで計画細部を詰めてほしいと要望があり、市で対応を約束しました。

裏面↓第2回自主研修の概要

平成30年度第2回自主研修は、10月19日（金）午後2時55分から二ツ井町庁舎三階会議室で開かれ、自主審議テーマ及び今後の進め方等について協議しました。概要は次のとおり。

二ツ井地域の課題と将来を見据え、 地域協議会自主審議テーマを決定

今回の自主研修では、今後の二ツ井地域のまちづくりを考えるうえで、地域協議会として何を最重要課題と位置づけて検討していくべきか、協議を行いました。

日頃感じている地域の問題や地域協議会で話し合いたいと思う事として、委員の皆さんから、深刻化する鳥獣被害や裏山崩落・土砂災害の懸念等の地域問題のほか、増加傾向にある空家問題や人口減少による地域コミュニティの衰退（マンパワー不足、結の希薄化）、高齢化の進行に伴う交通弱者・買物弱者の増加等、人口減少等に伴う様々な課題が挙げられました。

また、人口増を図るための対策も必要ではあるが、人口減によって生ずる様々な課題にどう対応して地域づくりを進めるかを検討していくことが今、重要ではないかとの意見がありました。

協議の結果、地域・地域住民が主体となつて取り組める「地域コミュニティの維持・存続」を検討テーマとし、今後、改めて諸課題の洗い出しと分析を行うとともに、国内先進地の取り組み事例等の調査・研究も行いながら、対応策を検討していくこととしました。

また、今回の第2回自主研修では、地域自治区の制度内容や全国の状況等についても資料を基に理解を深め、委員間で率直に意見を交わしました。

二ツ井地域自治区の設置期間は、平成33年3月31日までとなつていますが、全国的には、合併特例法に基づき設置された地域自治区の多くが、設置期限を迎えた時点で廃止され、新たなまちづくり組織等に移行している状況にあります。二ツ井地域の将来を見据え、自主審議のもう一つの柱として調査・検討していくこととしました。



自主研修の様子

Q. 地域自治区の設置期限って あるの？

A. 元々は平成28年度末まで、現在の設置期限は平成33年3月31日。

平成18年3月21日の新市発足と同時に、旧二ツ井町の区域には、合併に対する地域住民の不安解消と地域住民の意見を反映させるため、合併特例法に基づく地域自治区が設置されました。

地域自治区の設置期間について、同法では合併協議において定めることとされており、能代市・二ツ井町合併協議会での協議を踏まえて制定した「地域自治区の設置に関する条例」で、設置期間を「平成18年3月21日から平成28年3月31日まで」と定めました。

その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生。被災地のみならず、全国各地、市町村合併後の合併特例債を活用したまちづくりに多大な遅れや影響が生じました。このため、国では、合併後10年間としていた合併特例債の活用期限を被災地ではさらに10年間、被災地以外の市町村では5年間延長する法律改正を行い、各自治体に対し、合併特例債の活用根拠となる新市建設計画の計画期間の延長手続きを求めました。

こうした中、平成27年8月に当時の地域協議会から市長に対し、地域自治区の設置期間延長を求める意見書が提出されました。市では、地域協議会の審議事項でもある新市建設計画の計画期間が5年延長されたことも踏まえ、平成27年12月市議会定例会に地域自治区の設置期間を5年間延

長する条例改正案を提出。議会の承認を得て、設置期間が平成33年3月31日まで延長になったものです。

Q. 地域自治区が廃止されると、 住所から「二ツ井町」が消える？

A. 基本的にはそのとおりです。但し、議会の議決を経て同じ住所表示とする道も残されています。

新市発足後の二ツ井地域の住居（住所）表示は、山本郡二ツ井町○○から能代市二ツ井町○○というように、山本郡が能代市に変わっただけで、大きな変更はありませんでした。

これは、合併特例法に基づく地域自治区は、「住居表示に地域自治区名を冠するものとする」との規定とともに、本市の地域自治区の設置に関する条例において、「地域自治区の名前は二ツ井町とする。」と定めていることによるものです。

こうした法律上の特例に基づく措置ですので、地域自治区の設置期間が終了若しくは廃止された場合には、地域自治区名である二ツ井町という表記はなくなる（できなくなる）ことになります。

ただし、住居（住所）表示の変更に關しては、地方自治法第260条において、市町村長が議会の議決を経て定めることができることとされていますので、仮に地域自治区を廃止した場合でも、こうした手続きを経ることによって、引き続き同じ住居（住所）表示とすることは可能となります。